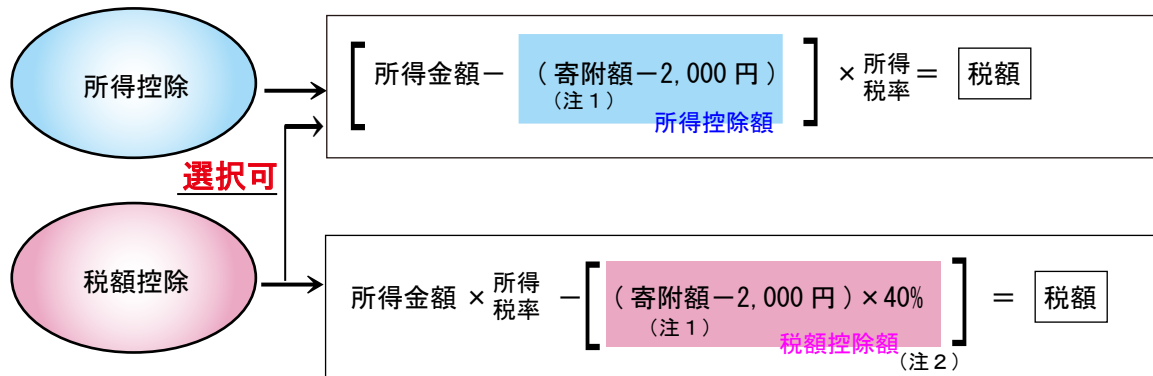




< 個人に対する税制優遇 >

★所得税 所得税について、以下の優遇があります。
 当財団は税額控除対象の公益法人ですので**所得控除**と**税額控除**のいずれかを選択していただくことができます。



例えば、税額控除対象の公益法人に対し、**1万円を寄附**した場合
 ⇒ **3,200円が所得税から控除**される計算

(注1) 寄附額のうち、所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は、所得税額の25%が限度

[根拠条文：所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3]

★個人住民税

個人住民税については、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除）。

ア 都道府県が条例指定…（寄附金額-2,000円）×4%

イ 市区町村が条例指定…（寄附金額-2,000円）×6%

⇒ **重複指定であれば、（寄附金額-2,000円）×10%**

[根拠条文：地方税法第37条の2]

★相続税

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

[根拠条文：租税特別措置法第70条]

< 法人に対する税制優遇 >

★法人税 法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。
 このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

$$A : (\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1/2$$

$$B : (\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1/4$$

{ A : 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
 { B : 一般寄附金の損金算入限度額 (Aの限度額を超えた分を含む)

[根拠条文：法人税法第37条]

【公益法人 information を参照】